

令和6年度 第2回 伊予市子ども・子育て会議 議事録

- 日 時 : 令和6年10月30日(木)
午後1時30分～午後3時20分
- 場 所 : 伊予市役所
4階 第会議室
- 出席者 : 熊野貴美子委員、兵頭将人委員、大野京子委員、桑波田みか委員、
(委員) 井手裕子委員、大上紋子委員、二神和徳委員、上本昌幸委員、
水本説男委員、相原勝委員、窪田春樹委員、曾我部京子委員、
宮本明美委員、古田章委員
(事務局) 向井裕臣(市民福祉部指導監)、小笠原聡子(子育て支援課長)、
谷仲寿夫(学校教育課長)、田中富美(学校教育課課長補佐)、
篠原知美(子育て支援課 こども家庭センター分室長)、
大野舞(子育て支援課課長補佐)、
木曾智仁(子育て支援課課長補佐)、
水口久美(子育て支援課 保育・幼稚園室分室長)、
榛葉絵美(ジェイエムシー株式会社 保健情報部 コンサルタントチーム)
竹内みちる(ジェイエムシー株式会社 保健情報部 コンサルタントチーム)
- 欠席者 : 大野鎮司委員、村上縁生委員、大森美恵子委員、武田真琴委員、
空岡直裕委員

次 第

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) 第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画の素案の報告について
 - (2) 第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」の現時点での報告について
 - (3) その他
- 4 閉会

○事務局

それでは、定刻がきておりますので始めさせていただきますと思います。

委員の皆様、本日はお忙しいところ、ご出席を賜り誠にありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます子育て支援課長の小笠原と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、只今から「令和6年度 第2回伊予市子ども・子育て会議」を開会いたします。

本日は、「大森美恵子委員」「空岡直裕委員」「大野鎮司委員」「村上縁生委員」が欠席のご連絡をいただいているのと、「武田真琴委員」が遅れて来られるかと思いますが、今のところ半数のご出席をいただいておりますので、「伊予市子ども・子育て会議条例」第6条第2項の規定により、会議として成立しておりますことをご報告いたします。

また、本会議は、「審議会等の委員の公募並びに会議及び会議録の公開に関する規則」第12条第1項の規定に基づき原則公開となっております。

公募いたしましたところ、傍聴の希望はありませんでしたのでご報告いたします。

本日は、児童センターみんくるから1名ご出席いただいております。

なお、本会議の会議録、は同規則第16条第1項の規定に基づき作成し、同規則第12条第1項の規定に基づき原則公開することになっております。

つきましては、会議中の発言を録音させていただきますので、発言の際は、マイクをご使用いただきますようお願いいたします。

それでは議事に先立ち、資料の確認をさせていただきます。

事前に配付させていただきました資料は、

◇【資料1】第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画（素案）

◇第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画（令和2年3月策定）のものになります。

以上2点でございます。

続きまして、本日配付の資料は、お手元の「会議資料一覧」に沿って確認をお願いいたします。

まず、

○会議次第

○伊予市子ども・子育て会議 関係者名簿

○配席表

○資料2 保育所等給食の外部搬入経路図

○資料3 令和6年度 伊予市子ども・子育て子育て会議スケジュール

以上でございます。

資料の不足がある委員は挙手をお願いいたします。

ございますでしょうか？

それでは、ここで、上本会長から開会のご挨拶をお願いいたします。

○上本昌幸会長

改めまして、皆さんこんにちは。

やっと、秋の爽やかさや過ごしやすさを感じる好期となってまいりましたが、夏の厳しい暑さのせい、地域によっては紅葉がかなり遅れるとも聞いております。

地球温暖化は、私たちの暮らしに様々な悪影響を与えていると、つくづく感じております。

それでは、「令和6年度 第2回 伊予市子ども・子育て会議」の開催にあたり、ご挨拶を申し上げたいと思います。

近頃の子どもの課題として、文部科学省は「基本的な生活習慣や態度が身につけていない」、二つ目は「他者との関わりが苦手」、三つ目は「自制心や耐性、規範意識が十分に育っていない」、四つ目は「運動能力が低下している」などを挙げております。その背景には、「社会における人間関係の希薄化や地域コミュニティ意識の衰退などを原因として、家庭や地域社会における教育力の低下がある」ということは言うまでもありません。

このような現実を解消するためには、社会が担う子育て支援が、親の過度な保育ニーズを受け入れた育児の肩代わりではなく、親の子育てに対する不安やストレスを解消し、その喜びや生きがいを取り戻してあげるための支援と捉える必要があると感じております。

この後、ご審議いただく「子ども・子育て支援事業計画」は、その指針となるものであります。

本日は、「第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画の素案と、現時点での量の見込み」について報告いただくと伺っております。

委員の皆様には、市の取組についてご理解を深めていただき、それぞれの立場で、忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

本日は、本年度2回目の会議ということで、自己紹介は省略させていただきます。

お名前はお手元の資料の配席表をご覧ください。

では、これから議事に入ります。

「同条例」第6条第1項の規定に基づき、以降の進行を上本会長にお願いいたします。

○上本会長

それでは、これより議事に入ります。

まず、「議題(1) 第3期伊予市子ども・子育て子育て支援事業計画の素案の報告について」、事務局から説明をお願いします。

○ジェイエムシー

はい。

JMC株式会社の榛葉と申します。

まず、この議題の説明につきまして、全体の構成を説明させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

お手元に事前配付資料となっております【資料1】「第3期伊予市子ども・子育て支援事業計画（素案）」をご用意いただければと思います。

表紙を1ページめくっていただきまして、目次のところを使って全体の構成をご説明させていただければと思います。目次をご覧ください。

まず、全体の構成となりますが、前期計画にあたります「第2期伊予市子ども・子育て支援事業計画」から大きな変更点はございません。

本計画につきましては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業計画及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針、こちら基本指針と呼ばれております国の指針をもとに計画策定を進めております。

それぞれの章の構成を簡単にご説明させていただきます。

まず、第1章でございますが、「計画の作成にあたって」ということで、

伊予市が「子ども・子育て支援事業計画」を策定する背景や、計画の法的な位置づけ、本計画の期間、策定時の体制等を簡潔にまとめております。

続きまして、第2章 「伊予市の子育て環境・政策の現状」というところでは、伊予市の現状として、人口や世帯数、教育・保育施設等の現状、また、前回の会議でご報告させていただきました保護者様の調査の結果、また、第2期計画でのそれぞれの政策取り組みの進捗状況等をまとめております。

次に、第3章 「計画の基本的な考え方」では、本計画にあたります第3期計画の基本理念や基本目標政策関係をまとめております。また、これらの施策体系にそれぞれ位置づけられております事業の説明や担当課のお名前等を掲載しております。

第4章 「子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策」のところでは、10月10日に国の方から公表されました「第3期市町村子ども・子育て支援事業計画等における量の見込みの算出等の考え方」に基づいて、算出された教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保の方策についてそれぞれまとめております。

第5章 「関連施策の展開」といたしましては、教育・保育施設の推進に関する指針であったり、児童虐待防止、ひとり親家庭や障がい児に関する施策、仕事と子育ての両立といった子育て関連の取り組みについて方針等を簡潔にまとめております。

目次、次のページにいきまして、第6章 「計画の推進体制」では、計画期間の5年の間で本計画をどのように推進していくのか、また、進捗状況をどのように把握していくのかといったことも簡潔に記載させていただきます。

最後に、資料編では、策定委員会の設置条例や今回参加されている皆様の名簿、計画策定の詳細の経過であったり、この「子ども・子育て支援事業計画」に関わる用語集等を記載する予定となっております。

○事務局

今回お示しさせていただく案では、資料編を除く第1章から第6章の現時点での内容で掲載させていただいております。

この後、事務局の方から、第3期の取組の内容であったり、第4章の「量の見込みと確保方策」の変更点等について、詳細にご説明させていただきますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局の方から説明します。

失礼します。

それでは、まず、第2期計画の進捗状況について説明いたします。

26ページをご覧ください。第2期計画の進捗状況を確認するため、40ページ左側にお示ししております10の基本目標に基づき設定した事業につきまして、これまでの実績等から今後の方向性について、各担当課で評価を行いました。

評価については、記載している6段階で行いました。この中で、(A 更に重点化)と(B 業務改善が必要)と評価したものについて説明いたします。

まず、(A 更に重点化)の事業といたしましては、27ページ上段の基本目標1：施策1中【施設型給付】「No1 認定こども園」、33ページ上段の基本目標4：施策1中「No1 男女共同参画への啓発活動」、34ページ中段の基本目標6：施策1中「No1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発」、「No.3 家庭や職業等における男女共同参画」の4事業となっております。

続きまして、(B 業務改善が必要)の事業としましては、29ページ中段の「No4 情報提供の充実」、下段の施策2中「No6 国際化にともなう外国人幼児、保護者への対応」、32ページ中段「No.22 産後ケア事業」、37ページ中段の施策3中「No10 特別支援教育巡回相談員」、38ページ上段の施策1中「No3 こども医療費助成」の5事業となっております。

40ページをお願いします。まず、計画の基本理念につきましては、第2期計画の基本理念に、本市のキャッチフレーズである「育てよう 未来の伊予 世界をかけるこどもたち」を追加し、世界を担える人材育成

を高度に実施していくことを明確化しました。これに伴い、基本目標10として、「世界を担えるこどもの育成」を追加しております。

さらに、現行施策の整理を行い、各基本目標の実現に向けた施策や取り組みについて、内容の整理と見直しを行い、このような施策体系となりました。

続きまして、42ページから43ページをご覧ください。

今回の計画の基本目標として、10項目を記載しております。

- 基本目標 1 幼児期の学校教育・保育の充実
- 基本目標 2 地域における子育ての支援
- 基本目標 3 妊娠・出産期からの切れ目のない支援
- 基本目標 4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

備

- 基本目標 5 子育てを支援する生活環境の整備
- 基本目標 6 仕事と子育ての両立に向けた環境の整備
- 基本目標 7 こどもの安全の確保
- 基本目標 8 配慮が必要な子どもと家庭への支援
- 基本目標 9 経済的支援策の充実
- 基本目標10 世界を担えるこどもの育成

以上となっております。

続きまして、44ページをご覧ください。10項目の基本目標について、それぞれの施策を提示しております。施策の具体的な事業内容や取組内容につきましては、45ページから改めて説明させていただきます。

それでは、45ページをご覧ください。まず、基本目標1 幼児期の学校教育・保育の充実です。

「施策1 教育・保育の受け皿」につきましては、子育て家庭の就労状況やニーズの変化等を踏まえた教育・保育サービスの提供体制の整備を図ります。これらの事業の中で、本市といたしましては、公立保育所の認定こども園化に取り組んでおりますが、さらに重点化してまいります。

令和2年度に中山認定こども園、令和6年度にきたやまさき認定こども園を開設済みですが、令和7年度にみなみいよ認定こども園を開設予定としております。その他の公立保育所につきましては、令和8年度に現行の「伊予市公立保育所・認定こども園の運営基本方針」を見直し、

今後の方針を定める予定としております。

また、一番下の段の「乳児等通園支援事業、(通称こども誰でも通園制度)」につきましては、保護者の孤立感や不安感の解消のため、令和8年度の義務化に向けて受け入れ体制を整える予定としております。

46ページをご覧ください。「施策2 保育サービスの充実」につきましては、障がい児や外国人幼児を含めた様々なこどもが、教育・保育等のサービスを円滑に利用できるようサービスの提供体制の整備と保育の質の向上に努めます。

一番下の「公立保育所給食の外部搬入」につきまして、本計画に新規で追加した事業でございますが、後ほど、議題(3)その他で詳しく説明させていただきます。

続きまして、47ページをご覧ください。基本目標2 地域における子育ての支援です。「施策1 地域における子育て支援サービスの充実」につきましては、全ての子育て家庭や支援を行う観点から、地域における子育て支援サービスの充実に図るとともに、サービスを有効に利用できるよう情報の周知に努めます。

47ページから50ページ上段まで具体的な事業を記載しております。49ページ以降の「子育て世帯訪問支援事業」から「妊婦等包括相談支援事業」の5つの事業は、児童福祉法等の一部改正により新たに子ども・子育て支援事業に組み込まれた事業になりますので、順番に説明させていただきます。

まず、「子育て世帯訪問事業」につきましては、本市ではこれまで「養育支援訪問事業」として行っていた事業です。

内容といたしましては、特に支援の必要な妊産婦等に対し、ヘルパー等を派遣し援助を行うものですが、今後は適切な利用について、より周知を図るとともに、相談支援ニーズの高い家庭については、専門的相談支援を組み合わせ利用できるよう取り組みます。

「児童育成支援拠点事業」につきましては、養育環境等に関する課題を抱えるこどもについて、生活の場を与えるための場所を開設し、情報の提供、相談及び関係機関などの連絡調整を行うとともに、必要に応じ

て保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

本市では、子どもの居場所「おおぞら」がこの事業に該当します。

今後は、こどもが安心して過ごすことができ、心身の安全が確保できる場所となるよう努め、こどもの意見を聴き、こどもの視点に立った居場所を目指します。

また、他事業や学校との連携強化を図ってまいります。

「親子関係形成支援事業」につきましては、親子間における適切な関係性の構築を目的として、こどもとその保護者に対し、こどもへの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

本市では、今年度から育児不安の高い保護者等を対象にペアレントプログラムを用いて、楽しく子育てに臨む自信をつけ、また子育ての仲間を見つける機会となるよう事業を開始いたしました。

また、関係部署や関係課の研修を兼ねて実施しております。

次に、「産後ケア事業」につきましては、出産後の母子に対し、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する事業です。今後は、伴走型相談により丁寧に対応することで、啓発や周知に努めます。また、中予圏域産後ケア事業市町との情報の共有や、愛媛県との連携を取り、体制整備を図ってまいります。

「妊婦等包括支援事業」につきましては、妊婦等に対して面談等により心身の状況や環境等の把握を行い、情報提供や相談等の伴走型相談支援を行う事業です。母子健康手帳発行時や赤ちゃん訪問時などを活用し、切れ目のない支援を目指します。

50ページをご覧ください。

中段、「情報提供の充実」につきましては、子育て情報に関する最新の情報を本市ホームページや広報紙等で発信・周知するなどウェブサイトの活用を検討していきます。

子育て中の家庭が求めている情報を収集し、転入者にも分かりやすい情報の周知に努めてまいります。

「施策2 児童の健全育成」につきましては、こどもの健全な成長のため、学校や地域と協力し、こどもたちの安全・安心な居場所づくりを推進します。

事業はご覧の2事業となっております。

51ページをご覧ください。

「施策3 世代間交流の促進」につきましては、地域における子育て支援サービス等を充実するため、世代間交流の推進を図ります。

事業はご覧の4事業となっております。

52ページをご覧ください。

基本目標3 妊娠・出産からの切れ目のない支援です。

「施策1 こどもや母親の健康の確保」につきましては、妊娠期・出産期・新生児期及び乳幼児期を通して母子の健康が確保されるよう、乳幼児健康診査や各種教室、相談体制の充実を図ります。

52ページから53ページ上段まで具体的な事業を掲載しております。

53ページ下段をご覧ください。

「施策2 食育の推進」につきましては、乳幼児からの正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

事業はご覧の2事業となっております。

54ページをご覧ください。

基本目標4 こどもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備です。

「施策1 次代の親の育成」につきましては、男女が協力して家庭を築くこと及びこどもを生き育てることの意義に関する教育・広報・啓発について、各分野が連携し、効果的な取り組みを推進します。

具体的には「男女共同参画への啓発活動」につきましては、これまで年2回広報紙で周知・啓発していたものを、四半期ごとに増やすとともに、伊予市男女共同参画ネットワークや本市ホームページでも定期的に情報発信を行うことで周知・啓発を強化します。

「施策2 こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備」につきまして、次代の担い手であるこどもが、個性豊かに育る力を伸長することができるよう学力の向上や豊かな心と健やかな体の育成等の取り組みにより、学校の教育環境等の整備に努めます。

事業はご覧の3事業となっております。

55ページをご覧ください。

「施策3 家庭や地域の教育力の向上」につきまして、学校、家庭及び地域が、それぞれの役割・責任を自覚し、地域社会全体でこどもを育てる観点から、家庭や地域の教育力を総合的に高め、社会全体の教育力の向上を目指します。

事業はご覧の3事業となっております。

56ページをご覧ください。

基本目標5 子育てを支援する生活環境の整備です。

「施策1 良質な住宅の確保」につきまして、子育て世帯が良質な住まいを確保できるよう住環境の整備・充実を図ります。

子育て支援課と都市整備課が連携して、市営住宅への子育て家庭の入居の優遇など市営住宅を活用した子育て支援を検討します。

また、空き家の利活用など多様なライフスタイルにあった暮らしが実現できる住まいの確保を支援します。

「施策2 生活利便性の向上に資するまちづくりの実施」につきまして、日常生活の利便性の向上に向けて、買い物環境、医療・福祉環境、交通環境、こどもの遊び場環境など環境整備に取り組みます。この事業につきましては、子育て支援課と庁内の複数の課とが連携して、具体的な対策を検討してまいります。

57ページをご覧ください。

基本目標6 仕事と子育ての両立に向けた環境の整備です。

「施策1 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し」につきまして、仕事と生活の調和の実現に向けて、社会全体でワーク・ライフ・バランスや、男女共同参画に関する意識を高めていけるよう周知・啓発を行います。

具体的には、これまで個人を対象として年1回程度開催していた研修会を、今後は、企業を対象とした研修会の開催や関連情報の周知・啓発に努めます。

「施策2 就業対策等の推進」につきましては、各種就業対策等を行い、多様な働き方で仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めます。子育て支援課と商工観光課が連携し、起業支援などに努めてまいります。

58ページをご覧ください。

「施策3 仕事と子育ての両立の推進」につきましては、保育サービスや放課後児童クラブの充実など仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

59ページをご覧ください。

基本目標7 こどもの安全の確保です。

「施策1 こどもの交通安全を確保するための活動推進」につきましては、こどもを交通事故から守るため、警察・認定こども園・保育所・学校・関係民間団体等と連携・協力し、総合的な交通事故防止対策を推進します。

「施策2 こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進」につきましては、こどもを犯罪等の被害から守るため、犯罪等に関する情報の提供を行うとともに、学校付近や通学部においてパトロール活動等の安全対策を推進します。

60ページをご覧ください。

「施策3 安全・安心なまちづくりの推進等」につきましては、公園等の公共施設を適正に管理するとともに、地域の人たちと連携し、こどもの安全対策に取り組みます。

61ページをご覧ください。

基本目標8 配慮が必要なこどもと家庭への支援です。

「施策1 児童虐待防止対策の充実」につきましては、福祉・医療・

保健・教育・警察等の関係機関を含めた地域全体でこどもの支援体制を構築し、こどもが安心して健やかに成長できるための環境づくりを進めます。

「施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進」につきましては、ひとり親家庭のこどもの健全な育成を図るため、子育て支援、就業支援、経済支援など総合的な対策を充実させます。

62ページをご覧ください。

「施策3 こどもの貧困対策の推進」につきましては、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないようにこどもが未来への希望を持ち、自立力を伸ばすことができる機会と環境の整備を進め、こどもの貧困対策を推進します。

「施策4 障がい児施策の充実」につきましては、障がいのあるこどもが在宅で生活する上での支援や、就学支援も含めた教育支援体制の整備を行います。

63ページ中段の「特別支援教育巡回相談員」につきましては、支援が必要なこどもが増えてきていることから、今後も継続的に相談・訪問を実施します。

64ページをご覧ください。

基本目標9 経済的支援策の充実です。

「施策1 経済的支援策の充実」につきましては、児童手当の支給、子ども医療費助成、その他の経済的支援に係る助成事業を行います。

また、各種手当の普及・啓発に努めます。

中段の「子ども医療費助成」につきましては、令和6年1月受診分より対象を拡大しており、引き続き、制度を維持していくために、ジェネリック医薬品の利用協力依頼等、適正受診に関する周知・啓発を行います。

66ページをご覧ください。

基本目標10 世界を担えるこどもの育成です。

「施策1 国際文化に触れる機会の提供」につきましては、幼児期か

ら外国人との交流や文化に触れる機会を提供します。

「国際交流拠点づくりと交流の促進」といたしまして、子育て支援課と都市整備課が連携し、空き家等を活用して外国人住民との交流や異文化に触れることができる国際交流の拠点づくりを進めるとともに、保育所・認定こども園における国際交流の機会づくりを進めます。

「施策2 国際的コミュニケーション力の醸成」につきましては、世界に飛躍できる国際色豊かな人材が輩出されるよう幼少期から外国語活動に親しむ環境整備を進めます。

「ALTとの交流」といたしまして、保育所・認定こども園や公民館のイベント等において、ALTとの交流の機会を作り、幼少期から継続して外国語や他国の文化に親しむ環境を整えます。早速、この10月には公立の保育所・認定こども園3か所のハロウィンパーティーにALTが訪問して交流いたしました。

以上で、第3章の説明を終わります。

○上本会長

非常に内容の広い説明でございました。

十分理解できないところも皆さんの中にはいろいろあると思います
が、どんなことでもかまいません。

もう少し説明ほしいとか、そういったところまで含めまして、それぞれ意見を求めたいと思います。

ご質問をお願いします。

はい、お願いします。

○窪田春樹委員

すいません。第2期の支援計画事業計画を持ってくるようにというふうな案内もありましたから、そちらの方も見させていただきました。その中で、第2期の方の資料で、4ページ「ひとり親世帯の推移」というところで、第3期の資料5ページの平成2年の数字が違ってきます。また、「出生数の推移」も同様に、平成26年度の数字が第2期計画では258人、第3期計画では266人となっています。「婚姻、離婚件数の推移」についても数字が全然違いますが、この辺り、数字の根拠となるものが後々使っていくものになると思いますので、第2期計画と第3期計画の数字が違うということに関して、ご確認いただけたらと思いました。

○上本会長

事務局の方、かまいませんか？

○ジェイエムシー

はい、ご質問ありがとうございます。まず、ひとり親世帯の方の数字のところですけども、こちら国勢調査の方のデータとなっておりますが、最終の国勢調査のデータベースの方を再度今回第3期計画の策定作成の際に確認しましたところ、第2期の方の計画書に載っている数値がちょっと誤っていたようで、第3期の方は修正させていただいたデータとなっております。

あと「出生数の推移」のことですが、こちらは第2期が市民課様から照会いただいております、こちらの今の第3期の方が「人口動態」というちょっと資料が異なるところから出典が引いてきておりますので、それによってちょっと出生の数字が異なっているというところになっております。

ですので、ひとり親の方は国勢調査元々の第2期の計画の方の数字がちょっと間違っていたということと、出生率の方につきましては、引いてくる資料がちょっと異なっているというところによって起きているというところでございます。

また、婚姻、離婚につきましては、計算方法が第2期計画と違っているというものです。第3期の資料の6ページ一番下の※印で注意書きがあるところをご覧くださいませでしょうか？この件数というのが、本籍地をもとに集計されているというところでありまして、資料等は市民課なんですけども、カウントの仕方によって第2期計画の数字と第3期計画の数字が異なっているということでございます。説明は以上でございます。

○窪田春樹委員

数字の取り方によってこんなに違うのかと思ったものですから、確認しました。了解です。

次に、第2期の進捗状況というところで、26ページから記載されているのですが、今回第3期は、ただ目標が達成できたかどうか評価するだけではなく、「更に業務改善が必要」とか「継続する」というような、市の行政評価の手法を用いたような評価となっているという説明があ

りましたので、そのような計画になっているんだなというふうに見させていただきました。

その中で、説明の中で、「更に重点化」というふうに方向性を示しているものの紹介がありましたが、これに関しては、例えば、33ページ「施策1 次代の親の育成」というところで、「男女共同参画への啓発活動」を更に重点化というところで、今度の計画の中でこうしていきますというふうに示されているのが54ページになりまして、これも説明がありましたが、担当総務課で、取組内容のところに、市のホームページでも定期的に情報発信を行うことで周知啓発を強化する、としっかり準備した動きや取組が示されているように見られます。

その中で、「業務改善が必要」というふうに書かれてるものの中で、例えば37ページの10番「特別支援教育巡回相談員」、これが業務改善と書かれていて、これ実は教育委員会学校教育課の私どもの方になるんですけれども、それが63ページこれに取り組むという中段の「特別支援教育の専門的知識を持つ相談員が支援のあり方を相談します。」、これ相談してるのは業務と書いてあるだけですから月1回訪問し、保護者・子ども・教員への相談指導を実施しますということで、これ継続に近い表現になっており、どうしてかというのを、今日の会議の前に担当の者に聞きましたら、実は今後の方向性としては、事務局に対して「A」ということで出していますという返事でした。「A」となると、「更に重点化」という話で、なお積極的な表現がここに入ってなかったらいけないんじゃないかなというふうに今考えているところで、こちらの方はまた声掛けをさせていただいたと認識しております。

その中で、同じ「業務改善が必要」というふうに判断された部分のところで、29ページになりますけれども、「施策2 保育サービスの充実」の6番「国際化にともなう外国人幼児、保護者への対応」というところで、言葉や文化の違いを理解できるように検討するというところ、46ページになりますけれども、下から2番目に入っておりますけれども、「国際化にともなう外国人幼児、保護者への対応」ということで、言葉がどんどん違うのを理解し、多文化共生の取組協力を推進しますというふうなことを言われておるんですが、多分方向というのを検討していくとい

う中で、具体的な方策は難しいのかもしれないんですけども、どのようなことを考えているということが分かる今後の目標を書かれている方が分かりやすいんじゃないかなというふうに感じたところでありますので、事務局として他にもそういう表現も改善だったりとかされてる項目だろうと思ひ、運用していただいて、教育委員会の方でも今日初めて聞いたところもありますが、他の方でも事務局としての目線で改善だったりとか、重点化の方針が書けるようだったら一步踏み込んで書いていただければ、また次回の第3回目の素案確定までにしていただいたらと感じました。

そして、37ページなんですけれども、12番「保育・生活支援員」の数字が入っておりますけれども、中学校の学校生活支援員数が3人というふうなことになっておるんですが、この数字は学校教育課の方から出た数字でしょうか？それとも、何かの資料の方から書いた数字でしょうか？

○事務局

すいません、学校教育課の方からお渡しした数字になります。私の方が生活支援というのは令和5年には途中で入られたと先生がいらっしゃるんで、それもカウントして今回挙げさせていただきましたので、予算とは異なった数字となっております。

○窪田春樹委員

はい、分かりました。すいません、ちょっと長くなりましたけど以上です。

○上本会長

はい、ありがとうございました。

非常に内容が幅広い、子育て、こどもを育てるという観点っていうのもいろんな課の繋がり、連携というのは非常に大事になってくると思ひます。

これだけの少しずつ説明をしてありますけれども、その具体的なものはこれからしっかり考えていかなければいけないんじゃないかなと思ひます。

他いかがでしょうか？

どうぞ。

○熊野貴美子委員

ちょっと質問と申しますか、子ども・子育て支援事業っていうことで、

ちょっと次の論点がずれてたら申し訳ないんですけど、子育てする中で一番母親にとって問題というか一番困難なのが医療のことなんですけれども、そういう医療の充実が小児科とか少ないし、夜間対応してくれる病院がないというふうなところなんです。そういった事業計画っていうのが載っていないんですけど、これもこの子ども・子育て支援事業計画の中には、別で計画というかそういう事業計画があるのかとかっていう疑問というか質問です。

○上本会長

小児科は1件しかないと聞いております。こういったものを医療との関係機関的なものを何かありましたら、事務局お願いします。

○事務局

はい、ご質問ありがとうございます。医療関係に関しましては、母親にとってはとても大切なことだと私も痛感しております。私も育児してきた中で医療関係、すごく重要だと思っております。第2期の時にあったかどうか分からないですが、まず小児科の誘致に関しましては、昨年度ですね、伊予市の方に1件誘致に成功しております。当面のところ1か所という誘致というところで止まっているところではございます。

あと、病児に関しましては、事業といたしまして、病児・病後児保育事業というのがございます。救急に関しては、これは本当に喫緊の課題であるかとは考えておりますが、今のところ伊予市として救急というところがなかなか難しいところではございます。現状では松山市の急患センターであったりとかっていうところに行っているかと思うんですけども、こちらの方もどこか計画の中にも文言でも入れたらいいかなと思っておりますので、その辺も含めて、また次回の案の提示のときには検討してまいりたいと思います。

○熊野貴美子委員

ありがとうございます。

○上本会長

他ございませんでしょうか？はい、どうぞ。

○相原勝委員

はい。ちょっと2点確認したいと思うんですけど、54ページの「基本目標4 施策2」のところ。「学校の教育環境等の整備」というところなんですけど、関係課は学校教育課ですけども、施策としてこの

3つだけなのかっていうところなんです。

○事務局

はい、ご質問ありがとうございます。こちら、ちょうど会議の前に課内でも協議して、ちょうど今年から市内全域に「コミュニティ・スクール」を整備したこともあって、第3回会議の時までには「コミュニティ・スクール」を追加をするということで加筆してもらおうということで考えております。

○相原勝委員

例えば、国の施策としてICTというところを重点的に進めているところだと思うんですけど、そういうところは当然伊予市としても対応しているはずですし、例えばスクールカウンセラーが入るのならば、スクールソーシャルワーカー、当然、方向がヤングケアラーに関することですので、こういう人・物に関する言葉をもっとたくさん教育委員会としてあるのではないかなというふうに感じましたので、もう1回ちょっと洗い出した方がいいのかなというふうに思いました。

それと、第2期と第3期の「子ども」の「子」の字の表記の仕方が変わっているんです。これ、こども家庭庁創設において、「こども」の定義の取り方が変わったはずですが、これまで18歳っていう一つの年齢で区切るところを、子の心身の発達の過程で見えていきましょう、こどもというのをそういう捉え方がある「子ども」の「子」をひらがな表記にしたんだと思います。これを障害の「害」と同じような感じだと思しますので、その辺りの注釈が今回これに入っていると、より課題の対応が見えてくるのかなというふうに思います。

○上本会長

おっしゃるように、こどもの「子」の漢字とひらがな表記につきましては、そのあたりの説明もあった方がいいでしょうかね。

他ございませんでしょうか？ないようでしたら一応ここで次の方に移りますが、また後で皆さんにも聞きたいと思しますので、何かありましたらまたお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、「議題(2) 第3期 伊予市子ども・子育て支援事業計画の「量の見込み」の現時点では報告について」事務局から説

○ジェイエムシー

明をお願いします。

まず、私の方から「第4章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」の部分について簡単にご説明させていただいた後に、事務局の方から変更箇所等の詳細説明をさせていただければと思います。

まず、67ページをご覧ください。第4章で掲載している子ども・子育て支援事業に関する量の見込みと確保の方策につきましては、国の方で示されている量の見込みを算出する手引き及び伊予市のこれまでの事業ごとの実績値を勘案して算出しているところになります。

まず、第1節、67ページ及び第2節、68ページ以降の数につきましては、教育・保育の伊予市内での提供区域を設定し、その区域ごとに0歳から5歳のそれぞれの量の見込みとしてどの程度教育・保育事業の利用見込みがあるというところに対し、市としてどの程度枠も確保できるかというところを表で示させていただいております。

ページ飛びまして、75ページをご覧ください。75ページ、第3節 地域子ども・子育て支援事業等の提供区域ということです。先ほどまでの表では、教育・保育事業の量の見込み確保方策の表をお示ししているところでしたが、ここからは地域子ども・子育て支援事業というくりに入る様々な事業のそれぞれの量の見込みと確保方策を説明しています。

76ページ、第4節からは、それぞれの事業について、第3期計画期間中にどの程度の利用が見込まれ、それに対してどの程度の枠が確保できるかということが事業の説明のところに示されているところになります。

なお、76ページ、第4節「(1) 利用者支援事業」に関しまして、令和6年度から母子健康包括支援センターがこども家庭センターと一体化しているため、第2期からこちらの部分の運用が若干変更になっております。

また、ページ飛びまして、82ページをご覧ください。82ページ以降にこの第3期計画期間の策定にあたって、様々な国の方の

○事務局

法律で改正があったことで、新規の事業として設定された事業の量の見込みと確保方策についても同時に報告させていただいております。事業につきましては、82ページ及び83、84ページにそれぞれ新規の事業を掲載しておりますのでご確認いただければと思います。

それでは、ここからは第1節に戻りまして、事務局の方から紹介していただければと思います。

よろしくお願いいたします。

それでは、67ページをご覧ください。

教育・保育の提供区域をご覧の表のように、6区域に分けております。

ここでちょっとお断りなんですけれども、提供区域と書かせていただいているんですけど、ここに書いてある文言の69ページ以降、小学校区で書かせていただいております、ちょっとここが統一されておられませんので、次回のときには、67ページの提供区域を小学校区域とさせていただいたらと思います。

今回は、この通り説明させていただきます。

まず、提供地域なんですけれども、上野は幼稚園、保育所、認定こども園がそれぞれ1か所ずつとなっておりますが、令和7年度年4月には伊予幼稚園とうえの保育所が統合し、みなみいよ認定こども園が開設される予定ですので、今後は幼稚園と保育所がなくなり、認定こども園が2か所となります。

また、郡中に保育所と認定こども園がそれぞれ3か所、小規模保育園が2か所の計8か所と集中しております。

続きまして、68ページをご覧ください。

伊予市全体の幼児期の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保及び実施時期を掲載しております。

この表の見方を説明させていただきます。①量の見込み、水色で着色しているところの人数に対して、②確保の内容 計の人数が足りているかどうか、「確保の内容 計」の人数から「量の見込みの人数」を引いた数字がプラスであれば充足しているということになります。

それを踏まえて68ページを見てみますと、令和7年度から11年度の5年間すべて教育・保育を必要とするこどもすべて充足していることにな

ります。

また、2号認定の「量の見込み」の欄が左右2つに分かれておりますが、例えば、令和7年度を見てみますと、左の30人は共働き家庭のうち、幼児期の学校教育の利用希望の強いもので、右側の430人は共働き家庭のうち、保育を希望される人の人数となっております。

次に区域ごとに見ていきます。

69ページをご覧ください。

伊予小学校区につきましては、令和7年度と8年度の1号認定がそれぞれ3人と1人不足しております。この不足分につきましては、郡中小学校区で対応予定です。

71ページをご覧ください。

北山崎小学校区につきましては、令和7年度から11年度までに全ての年度において1号認定と3号認定の1歳児・2歳児が不足しております。

また、2号認定も令和7年度と8年度で不足しております。これらの不足分につきましては、郡中小学校区・伊予小学校区・南山崎小学校区で対応予定です。

72ページをご覧ください。

南山崎小学校区につきましては、令和7年度から11年度まで全ての年度において、1号認定が不足しております。この不足分につきましては、郡中小学校区で対応予定です。

74ページをご覧ください。

双海地域につきましても、令和7年度から11年度まで全ての年度において、1号認定が不足しております。この不足分につきましては、郡中小学校区・中山地域で対応予定です。

区域別に比較して見ますと、郡中小学校区のみ1号認定・2号認定・3号認定ともに充足していることが分かります。

保護者の仕事の都合や保護者が行かせたい園があることにより、区域外あるいは伊予市外に通っているこどももおりますので、第3章の説明の際にお伝えしました「伊予市公立保育所・認定こども園の運営基本方針」を見直す際に、認定こども園化や定員の増減などについて検討する必要があります。

それでは、資料の76ページをご覧ください。

4 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策につきまして、第2期計画と大きく変更がありました事業について説明いたします。

まず、「(1)利用者支援事業」につきまして、事業の内容は記載している通りです。

第2期計画時には、「母子包括支援センター」に加え、令和3年度に「基本型」の事業として、こども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援の実施を開始いたしました。

保育所等への入所のお手伝いや、療育が必要なこどもへの支援、保護者の不安や悩みの相談・情報提供など身近な相談窓口となっており、相談者は増加しております。

国は、「地域子育て相談機関設置運営要綱」を定め、整備等に努めなければならないと規定しておりますが、本市では、地域子育て相談機関は利用者支援事業の基本型を活用して実施します。

77ページ上段をご覧ください。

「(2)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)」につきまして、「量の見込み」が第2期計画よりも大幅に減少しておりますが、コロナ禍により事業を縮小するなどを行った影響で実績が減ったことから、過去4年間の利用実績の平均値を「量の見込み」として算出いたしました。

今後も、各関係機関と連絡連携を取り、特別支援教育に関する相談を強化します。

78ページをご覧ください。

「(4)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)」につきまして、過去4年間の訪問実績の平均値を「量の見込み」として算出いたしました。

今後も、伴走型相談支援と併せ養育者に寄り添い、産後ケア事業等の必要なサービスを案内します。

「(6) 子育て短期支援事業」につきまして、第2期計画策定時には見込みはありましたが、事業の実施はありませんでした。

令和6年1月から本市直営事業を開始したところです。

これまで利用実績はありませんが、年間で10件程度と見込んでおります。

対象者が利用に繋がるよう、市民や関係者へ事業の周知を図ってまいります。

79ページをご覧ください。

「(7) ファミリー・サポート・センター事業」につきましては、令和5年度実績のうち、未就園児の実績を「量の見込み」として算出いたしました。

コロナ禍により実績が減少しましたが、提供会員については増加を図ることができました。

提供会員に必要な講習を受講してもらうなど、更に知識や技能の向上を図ります。また、保護者のニーズにできるだけ対応できるよう、今後事業のPRに努め、会員の増加を図ります。

80ページをご覧ください。

「(8) 一時預かり事業【幼稚園型】」につきまして、これまでの実績から「量の見込み」を算出いたしました。

また、【幼稚園型を除く】いわゆる【一般型】につきましては、以前はぐんちゅう保育所で行っていましたが、保育士不足により受け入れ可能人数が減少したため、現在は私立保育所に委託して行っています。

現在は利用の理由により日数を制限していますが、少子化により、今後、制限を解消あるいは緩和することができれば、利用が増えると見込んでいます。

81ページをご覧ください。

「(10) 病児・病後児保育事業」につきまして、コロナ禍で利用可能な病気を制限したり、保護者の利用控えがあったりしたことから利用人数が減少しました。

病名によっては隔離が必要な場合があり、どうしても受け入れ人数に限られますが、同じ病気のこどもはできるだけ受け入れできるよう努め

てまいります。

最近、広域利用で松山市の施設も利用できることから、保護者には選択肢が広がっています。

コロナ前の実績から「量の見込み」を算出いたしました。

「(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」につきましては、少子化により全体の児童数は減少傾向にあるものの、共働き家庭の増加及び対象児童の高年齢化により全体の必要量が変わらないと見込んで「量の見込み」を算出いたしました。

今後は、少子化や施設の老朽化などソフト・ハード両面の情勢変化に留意しつつ、最適なサービスの提供が行えるよう、引き続き柔軟に対応してまいります。

82ページをご覧ください。

(12)から(14)までの3つの事業につきましては、先程、第3章で説明したとおりですので、事業内容等については省略させていただきます。

「(12) 子育て世帯訪問支援事業」につきましては、これまでの養育支援訪問事業の過去4年間の実績の平均値を「量の見込み」として算出いたしました。

「(13) 児童育成支援拠点事業」につきましては、子どもの居場所「おおぞら」を利用する人数を、令和5年度の施設利用者の実績をもとに算出いたしました。

「(14) 親子関係形成支援事業」につきましては、令和6年度の実績をもとに「量の見込み」を算出いたしました。

83ページ下段をご覧ください。

「(17) 産後ケア」につきましても、先程第3章で説明させていただきましたので、事業内容等は省略させていただきます。

「量の見込み」としましては、妊娠届出数を求める産婦数を推測し、過去の利用実績データを加味して算出いたしました。

84ページをご覧ください。

「(18) 妊婦等包括相談支援事業」につきましても、第3章で説明済

みですので、事業内容は省略させていただきます。

「量の見込み」としましては、妊娠届出数を推測し、妊婦1人当たりの面談回数（母子健康手帳発行時と赤ちゃん訪問時の2回を予定）を乗じ、算出しました。

「(19)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」につきましては、「量の見込み」が確保の内容を上回っておりますが、この「確保の内容」の人数は、既に愛媛県に提出しております調査の数字をそのまま当てはめております。

今回の「量の見込み」を受けて、今後、「確保の内容」の修正を検討していく予定です。

続きまして、85・86ページをご覧ください。

「教育・保育の一体的な提供を含むこども・子育て支援の推進方策」を4点掲載しております。

(1) 公立保育所の適正規模及び民営化、認定こども園の普及に係る基本的考え方 (2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

(3) 幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

(4) 保幼少連携、0歳から2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

以上の4点です。

以上で、第4章の説明を終わります。

続きまして、第5章と6章の説明をさせていただきます。

それでは、87・88ページをご覧ください。

「第5章 関連施策の展開」につきまして、大きく3つの項目を掲載しております。

項目1としまして、「産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保」です。

産休・育休明け保護者が、希望する時期にこどもを預けて仕事に復帰できるようにするための事業を掲載しておりますので、これらをフルに

活用して保護者のニーズに添えるよう努めます。

次に、項目2としまして、「こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携」です。

こどもを取り巻く環境は年々複雑化しておりますので、必ずしも本市だけで対応できるとは限りません。特にここへ記載しております虐待関係・ひとり親家庭の自立支援・障がい児施策につきましては、関係機関と密に連携を図っていきます。

最後に、項目3としまして、「労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携」です。

少子化や共働き世帯の増加・核家族化など、以前に比べてこどもを取り巻く環境は変わってきています。保護者がゆとりを持ってこどもを育てられるよう、また、家庭内で協力して家事や育児を分担できるよう周知・啓発に努めます。

続きまして、89ページ、第6章です。

まず、「計画の推進体制」について説明いたします。

子ども・子育て支援は、子育て支援課が中心ではありますが、庁内の多くの部署が関係しておりますので、各部署と連絡を取り合い、情報共有し、施策の計画的かつ効率的な推進に努めます。

また、行政や子育て家庭だけではなく、地域や教育・保育関係機関、企業等も含めて社会全体で連携・協力をしながら施策を実施します。

次に、「計画の進捗状況の管理・評価」について説明いたします。

本計画に基づく施策を推進するため、毎年、伊予市子ども・子育て会議において施策の実施状況等の結果を公表しています。

施策の実施状況を点検・評価するとともに、必要に応じて見直しや改善を図ります。

最後に、90ページの資料ですが、今回の子ども・子育て会議の委員名簿を記載する予定としておりますが、よろしいでしょうか？

ありがとうございます。

委員の皆様の了解を得られましたので、名簿を記載させていただきます。

また、今後は、子育て支援課はもとより、庁内関係各課で、本計画を更に精査してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

○上本会長

はい、ありがとうございました。

非常に説明がたくさんありますので、皆さんの意見を聞く時間が少なくなりましたが、何かご意見・ご質問ありましたらお願いします。

はい、どうぞ。

○窪田春樹委員

すいません。ちょっと一点だけ言わせていただいたらと思います。

85ページに推進方策というのが書かれておりまして、内容的にはほぼ変わってないですけども、これに関して5年間動いてきたものを今度再度5年間計画されるんですが、この程度の内容でよろしいのかどうかいうところですね。

その中の85ページ、下から4行目にあるんですけども、「愛護班活動・PTA活動等の充実を図ります」というのが書かれておりまして、これは33ページになるんですが、ちょっとこれからのことなので、「施策3」のところに「愛護班活動」というのが書かれております。これが22団体というふうに書かれておりますけれども、多分この愛護班活動っていうのが役員の負担感とかいうふうなのが広まっておりまして、今現在17あります。新たに「子ども会」というのが愛護班とは別にできているところもございまして、南山崎地区だとか新川地区にできてる、今後愛護班活動に替わって「子ども会活動」というのが社会教育団体になっていくのかどうかというのは、まだ今後の変遷によってわからないので、ここはこのままで良いと思うんですが、ちょっとこの表現に関しては「充実を図ってまいります」というふうなのはちょっと減少傾向にありますので、社会教育の方から文言を考えたいと思います。

○上本会長

はい、ありがとうございました。

○桑波田みか委員

ちょっと質問なんですけど、医療的ケア児の必要性というのは、保育の必要性などは今のところ出ていないので大丈夫でしょうか？

○事務局

はい、失礼いたします。

本日配付しております【資料2】「保育所等の給食の外部搬入経路図」をご覧ください。

公立保育所・認定こども園における給食の外部搬入についてご説明いたします。

現在、公立各保育所・認定こども園において調理し、提供しております給食やおやつについて、調理員の高齢化に加えて、アレルギーや離乳食等の個別対応食による調理の複雑化、重労働による成り手不足などから、人員不足が常態化し、自園式での給食調理が非常に危ぶまれる状況に陥っております。

その解消策について、スケールメリットや地域性を考慮し、まずは市内最大児童数の「ぐんちゅう保育所」において、本年4月1日から民間委託を行うことで、現調理員の再配置による課題解決を一定期間図ることが可能となりました。

しかしながら、今後の少子化の進行や認定こども園への移行、分園化、楽観できない感染症などを考慮しますと、抜本的な解決には至らず、早急に対策を講じる必要があり、全国的な外部搬入の流れも踏まえ、このたび令和8年度を目途に、給食の外部搬入を行う予定といたしました。

具体的には、お手元にあります、【資料2】「保育所等給食の外部搬入経路図」にありますように、「上灘保育所」と「下灘保育所」の給食は、「きたやまさき認定こども園」において調理を行い搬入し、「おおひら保育所」と「中山認定こども園」の給食は、「うへの保育所（みなみいよ認定こども園）」において調理を行い搬入するものでございます。

この外部搬入による効果といたしまして、まず、1点目は、調理員の集約が可能となり、将来に渡り職員の適正配置と効率的運営、経費削減が図られること。

2点目は、施設・設備の拡充により既存施設を有効活用することが可能であること。

3点目は、搬入元を伊予地区に配することで、仮に将来、民間委託を計画する場合には、地域的に有利になること。

4点目は、少子化などによる児童数減少へ即応できること。

最後に、5点目は、学校給食センターを含めた正規調理員の雇用確保

が可能になること、などを想定しております。

なお、11月5日から順次、各保育所・認定こども園において保護者説明会を開催し、ご理解をいただく予定としておりますので、ご報告させていただきます。

以上です。

○上本会長

「保育所の給食の外部搬入」、それについての説明がありました。これは報告ということにしておきます。

それでは、以上で議事は全部終了するわけですが、全体を通して発言なさっていない方の中ですね、ちょっと感想でも構いませんので、ご意見ございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか？

資料以外でも、子育てに関するものであれば構いません。

はい、どうぞ。

○曾我部京子委員

はい、失礼します。

先ほどからお話にもあったと思うんですが、伊予幼稚園とうえの保育所が令和7年度にみなみいよ認定こども園になります。幼稚園・保育所の現場といたしまして、2園がお散歩に一緒に行ったりとか、互いに行き来して交流の機会を多くできるだけ多く作って、こどもたちが戸惑うことなくこども園に繋げていけるように職員間も話し合いを進めているところです。

1年早くこども園になった、きたやまさき認定こども園さんのお話も聞きながら参考にしながら進めているところです。以上です。

○上本会長

はいありがとうございました。

他いかがでしょう。

○大上紋子委員

はい。度々すいません。

今年度の伊予市様の公立保育所の保育教諭の採用試験に本学の学生が受けさせていただいて、1名採用していただきました。ありがとうございました。ご迷惑かけないように頑張っしてほしいなというふうに思っております。

これまでも私が就職関係をずっとやっていますので、これまでに採用いただいた、もうベテランになっている卒業生もいるんですけれども、4月から1名入りますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、先日とりのきくじら保育園にいる、電話くれたのはもう本当にだいぶ前の卒業生なんですけれども、「保育士が足りないので、誰か先生おらん？」って言って電話くれたんですけれども、今の2年生はこの時期になりますと、内定もらってるのは40パーぐらいですけど、計画的に行かせていただいたりして受験準備をしてほとんどがそういう状況になっていますので、なかなかお送りできるかどうか分かりませんが、また本学生をご採用いただけたらありがたいです。失礼いたしました。

○上本会長

非常に大事な話でございます。学生が入ってこなければなかなか全体的に前向いて進まないわけで、もしそういった方がおりましたら、是非勧めてあげてください。

ここは聖カタリナ大学の学生の部長もされる職業の関係、それで引き受けてくださると思いますので、これからもご協力いただけたらと思います。

他、もう1件ぐらいありましたら、いかがですか。

よろしいでしょうか？はい。

非常に内容的には非常にこの中で大事な内容でございました。ですから、一つ一つ押さえていただければいけないことでもありますが、その時間もございませんので、以上をもちまして本日の議事は全て終了いたします。

進行を事務局へお返しします。ご協力ありがとうございました。

○事務局

上本会長、適切な議事進行ありがとうございました。

また、委員の皆様には円滑な議事の進行にご協力を賜りありがとうございました。

それでは、次回第3回伊予市子ども・子育て会議は、【資料3】「第3期子ども・子育て支援事業計画」のスケジュールに応じて令和6年12月24日に開催させていただく予定ですが、会議の前には文書でご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、「令和6年度第2回伊予市子ども・子育て会議」
を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。